

住所
会社名
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づき報告の徴収について（韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろに関する報告）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 101 号）第 10 条の規定に基づき、韓国から輸入される太平洋くろまぐろについて、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣宛てに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づき報告の徴収について」（平成 27 年 12 月 22 日付け農林水産省指令 27水管第 1833 号）は平成 31 年 4 月 1 日付けで廃止するので、御了知ありたい。

平成 31 年 4 月 1 日

農林水産大臣

記

1 趣旨

近年、国際社会において、くろまぐろの資源管理に高い関心が集まる中で、我が国は、太平洋くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国であることから、その持続的な利用に大きな責任を有する立場にある。

太平洋くろまぐろの資源状況については、2012 年の親魚資源量（約 2.6 万トン）は歴史的最低水準（約 1.9 万トン）付近まで減少しており、未成魚の加入（発生）も低水準と評価されたところ。この評価結果を受け、2014 年 12 月にサモア独立国で開催された中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)第 11 回年次会合において、2015 年から以下の保存管理措置を実施することが決定された。

- (1)歴史的最低水準付近にある親魚資源量（約 2.6 万トン）を 2015 年からの 10 年間で歴史的中間値（約 4.3 万トン）まで回復させることを当面の目標とする。

- (2) 30 キロ未満の小型魚の漁獲量を 2002-04 年平均水準から半減させる (WCPFC 全体で 9,450 トンから 4,725 トンに削減)。
- (3) 30 キロ以上の大型魚の漁獲量を 2002-04 年平均水準から増加させないためのあらゆる可能な措置を実施する (WCPFC 全体で 6,591 トン)。
- (4) 保存管理措置の効果を損なう太平洋くろまぐろ及びその製品の商業流通を防止するために必要な措置を講じる。

我が国としては、この保存管理措置の確実な実施に向け、そのほとんどを輸入・消費している韓国産太平洋くろまぐろについて、責任ある市場国として、貿易・流通関連の情報収集を通じて、同国における漁獲の実態等を正確に把握し、これらの情報を WCPFC 等に提供することにより、必要な国際協力を推進することとする。

2 報告の内容及び提出時期

- (1) 輸入業者は、韓国から太平洋くろまぐろ (生鮮・冷蔵) を輸入した場合には、輸入した日 (やむを得ない事由があり、事前に申し出た場合は、この限りでない。) に、次に掲げる事項について、別紙様式第 1 号により農林水産大臣宛てに報告するものとする。この場合において、船荷証券の写し及びインボイスの写しを添付するものとする。

また、必要に応じ、まき網等の漁船漁業にあっては、漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し、定置漁業にあっては、その免許証の写しを求めることがある。

①貿易情報

- (ア) 製品情報 (丸/エラ腹抜き/ドレス/フィレ/その他、製品純重量 (kg 単位))
- (イ) 輸入情報 (輸入地、輸入日、仕向先会社等名及び住所)
- (ウ) 輸出情報 (輸出地、輸出日、輸出会社等名及び住所)
- (エ) 輸送方法 (コンテナ、空輸等)

②漁獲情報

上記①の輸入した太平洋くろまぐろの漁獲に係る

- (ア) 漁船名
- (イ) 漁業者 (会社名及び住所)
- (ウ) 漁具
- (エ) 漁獲日
- (オ) 漁獲海域 (韓国水域/日本水域/日韓暫定水域)
- (カ) 総漁獲量 (kg 単位)
- (キ) 1 尾当たりの平均重量 (kg 単位)

- (2) 卸売業者は、韓国から輸入された太平洋くろまぐろ (生鮮・冷蔵) を荷受し、販売した場合は、販売した日 (やむを得ない事由があり、事前に申し出た場合は、この限りでない。) に、次に掲げる事項について別紙様式第 2 号により農林水産大臣宛てに報告するものとする。

①販売情報

- (ア) 販売日
- (イ) 販売先
- (ウ) 荷主
- (エ) 販売重量 (kg単位)

②荷受情報 (支所毎に取扱いがある場合は、支所毎の情報を本社が報告)

- (ア) 荷受日
- (イ) 荷主及び卸売業者又は通関業者
- (ウ) 荷受重量 (kg単位)
- (エ) サイズ組成 (2 kg未満/尾、2～3 kg/尾、3～5 kg/尾、5～10 kg/尾、10～30 kg/尾、30～50 kg/尾、50 kg以上/尾)

3 報告の提出方法及び提出先

別紙様式及び2の(1)の添付資料の提出は、以下の提出方法により、以下の提出先に提出すること。

提出方法：

上記2の(1)及び(2)により決められた日に、九州漁業調整事務所にFAX (FAXに代わり、電子媒体による送付を希望する場合は、その旨を申し出た上で、電子メール)により送付した上で、10日以内に正本を水産庁に郵送。

提出先：

FAX又は電子媒体：九州漁業調整事務所
福岡市博多区沖浜町8-1
九州漁業調整事務所沖合課
電話：092-273-2004
FAX：092-262-1930
E-mail：gcks_okiaika@maff.go.jp

正本：水産庁

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班
電話：03-3502-8111 (内線6710)

(教示)

- (1) これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日 (以下「起算日」という。) から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) に基づく審査請求をすることができる。
- (2) この処分の取消しの訴えは、起算日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として

提起しなければならない。（ただし、起算日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えはできない。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月（または裁決の日から1年）を経過したときは提起することができない。

ただし、上記の審査請求期間又は処分の取消しの訴えの出訴期間について、正当な理由があるときは、上記の限りではない。

附則

この指令書は、平成31年4月1日から施行する。